

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 瀬戸市西保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 塚本 ユカリ	定員（利用人数）： 135名（112名）	
所在地： 愛知県瀬戸市陶原町6-2		
TEL： 0561-82-3090		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和23年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 瀬戸市		
職員数	常勤職員： 25名	非常勤職員： 5名
専門職員	（園長） 1名	（園長代理） 1名
	（保育士） 28名	
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 調理室・遊戯室・プール
		園庭（3歳未満児用・幼児用）
		事務室

③理念・基本方針

★理念

子ども一人一人を大切に、保護者からも信頼され、地域に愛される保育園を目指す

★基本方針

- ・家庭養育の補完を図り、家庭との連携を密に行い、養育機能を発揮する。
- ・一人一人の子どもの心身の発達に応じた生活や遊びの環境を整え保育する。
- ・園児の生活環境を把握し、家庭との連携を図った保育をする。
- ・職員は自主性を持ち創意工夫をして、保育の知識と指導技術の研鑽に努める。
- ・職員相互の信頼と協力により、保育園運営や地域の子育て支援をし、児童福祉施設の機能を果たす。
- ・地域の様々な機関と連携を図りながら共に子育て支援をしていく。

④施設・事業所の特徴的な取組

①園内研修「心を育くむ豊かな保育」

- ・ 幼児に必要な36の動きを取り入れた運動遊び
- ・ 1日1時間以上の体を動かす遊びの取り組み
- ・ 1つ1つの活動に対し「ねらい」や「意図」を明確にした保育の取り組み
- ・ 適切な食事と運動のバランスをとり、健康的な体を作ることで、活動に意欲的取り組み、豊かな心を育てていく。
- ・ 自分の中の色々な気持ちを大切にすることで、相手の思いにも気付く経験

②インクルーシブ保育の充実

- ・ 障害児保育・統合保育という考え方から、すべての子どもたちが分け隔てなく同じ場で共に学び合える、インクルーシブな保育の実践

③食育活動

- ・ 食育年間計画の作成
- ・ 年長児を中心とした、夏野菜の苗植え・収穫・給食での実食やクッキングの取り組み
- ・ 栄養士の指導のもと、抹茶体験・旨味を味わうだしの授業体験

④乳児・3歳未満児保育

- ・ 人間形成の根っこを育み、愛着形成を築くための、一人一人を大切にされた保育
- ・ 保育士との信頼関係を深めるため、育児担当制での保育
- ・ 一人一人に合わせた日課の作成と個別計画の作成

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月1日（契約日）～ 令和8年3月13日（評価確定日） 【令和8年1月5日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初回（令和 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆奥深い園長の言葉

一般的に、保育の現場に長く身を置く園長は、保育に関しての専門家ではあるが、社会を見る目が短視眼的になりやすい。その弊害から脱却するために、園長は福祉や保育に関する新聞記事を切り抜いて編集した雑誌を定期購読している。全国紙や地方紙に取り上げられた保育に関する記事を読み比べ、自分なりに咀嚼して必要に応じて職員に伝えている。職員への指導で発せられる園長の言葉は、単なる思い付きや一過性のものではなく、奥の深い根拠を持った言葉である。

◆研修体制の構築

職員の教育・研修に関しては、市の作成した冊子「職員研修計画」の中で考え方を示している。階層別研修や職種別研修の計画は一覧化されており、テーマ別研修は開催の都度、市の保育課等から案内が来る。研修履修後に「研修結果報告書」の提出を求め、履修後1ヶ月を目途に園長、園長代理による効果測定が行われている。この効果測定では、研修に参加した職員が、研修で得た学びや気づきを現場の保育実践に活用しているか否かを検証している。園では、職員個々の研修記録は「職員研修実績簿」で管理しており、さらに市が一元的に職員の研修履歴を管理している。時間的な制約のある（研修の機会に恵まれない）会計年度任用職員に対しては、職員の全体会の中で伝達研修を行い、情報の共有を図っている。

◆特別な配慮を必要とする子どもへの保育

職員が、障害を持った子どもや気になる子どもに対する研修を受け、さらに巡回訪問で得た知識を含め、会議を使って職員全体に周知し、共通の理解を持って保育にあたっている。また、必要に応じて児童発達支援センターに療育支援の取組み方を見学に行き、得た知識や技術を園でも試みている。

◇改善を求められる点

◆マニュアルの整備

第三者評価を実施する中で、いくつかのマニュアルを点検したが、見直しを必要とするものが散見された。その一つとして、苦情解決の体制は構築されているが、「苦情対応マニュアル」に不備が見られた。苦情申立人へのフィードバックや結果の公表の手順が記載されていない。第三者委員の役割等もマニュアルに追記されたい。次に、実習生の受入れは「保育実習要項」（愛知県保育実習連絡協議会編）に従って実施している。この要項は、実習を委託する養成校の目線で記載されており、受け入れる園の立場に立った記述がない。実習生受入れの意義や目的を明記した、園独自のマニュアルの整備を期待したい。

◆在園時間の長い子どもへの配慮

在園時間が長い子どもにはゆったりと過ごせる場所を作り、異年齢の子どもたちが一緒に楽しめるような工夫をしている。しかし、異年齢で関わる際には、年下の子どもに適した玩具がなかったり、長時間に配慮したおやつ提供等がない等、課題も残る。それぞれの子どもに配慮した取組みが、柔軟に展開される事を望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

保育運営に関する業務が多岐に渡るなか、現在の強みと弱みについて分析、整理して頂けたことで、今後の課題が明確になりました。課題となった、実際に活用できるマニュアル作成等については、他公立保育園と共に早急に取り組みたいと思います。

保護者アンケートにおいて、「保育士が明るい」「名前を呼んで挨拶をしてくれる」「親身になってくれる」、また園の特徴については「いつも笑い声が聞こえてくる」「体を動かすことに積極的」等、園として常に心掛けて取り組んでいる事項について感じ取って頂け、大変励みになりました。今後も、子どもたちの個々の尊厳を守り、十分に体を動かして遊びながら心を育てていくと共に、職員が自己研鑽に努めながら職務を全うし、子どもたちと一緒に心から楽しむ瞬間を少しでも多く持って子どもと共に成長していくことのできる保育園を目指していきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ・b・c
<コメント> 「子どもの尊重」や「保護者の信頼」、「地域に愛される」ことを理念に掲げ、園長が様々な機会を捉え、自身の言葉で訴えている。職員には会議や全体会で、保護者には見学時や入園説明会、入園式、保育参観の折々に付け、丁寧に説明している。保護者アンケートの「理念・方針の保護者周知」の項目では、回答した保護者の83%が肯定的な意見を寄せた。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ・b・c
<コメント> 市の公立園を対象とした園長会や民間園を含む園長会議が定期的で開催され、園長が参加して市の保育政策や園運営に必要な情報を得ている。福祉関係の新聞記事を切り抜いて編集した雑誌を定期購入し、その中の必要な情報を職員に伝え、周知を図っている。適切かつ円滑な園運営を続ける上で、情報量には不足がない。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・Ⓑ・c
<コメント> 喫緊の課題をいくつも挙げているが、それらをまとめると、「職員育成」と「運営体制の整備」との2点に絞られる。「職員育成」は、職員一人ひとりに寄り添い、個々の特徴を活かして自信を持った保育士を育てようとしており、成果も出ている。一方、「運営体制の整備」は市の施策や方針もあって、園（園長）の力の及ばない部分が多く、改善、解決の道筋は見えてこない。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・Ⓑ・c
<コメント> 市のこども未来課による「第6次瀬戸市子ども総合計画」が策定され、現状分析から将来展望や目指す方向性が打ち出されている。この総合計画に整合させた園独自の中・長期計画を作成すべきであるが、園長の短期の異動が常であり、作成を見合わせている。保育の一貫性担保のため、「園内研修のテーマは変えない」との方針もあることから、園長の思いを中・長期計画に示されたい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・Ⓑ・c
<コメント> 園独自の中・長期計画が作成されていないことから、単年度の事業計画の作成にあたっては、前年度の計画を評価、反省して次年度計画につなげている。「令和7年度西保育園事業計画」に、重点的に取り組む項目を挙げているが、期中の進捗確認や期末の最終評価に必要な数値目標や具体的な到達点が明記されていない。「園長会年間計画」には、期限目標等が設定されている。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 前年度の事業計画を見直した上で、次年度の事業計画を作成している。作成にあたっては、年間3回開催される全体会や様々な会議に参加し、また職員の誰もが記入できる「全体ノート」から、職員の声を拾っている。さらに、年間2回の定例的な個人面談でも、意見や要望を聞き取っている。これらの情報に基づき、最終的には園長と園長代理の合議で事業計画が作成される。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 理念・基本方針と比較し、「事業計画の保護者周知」は73%と肯定率が下回った。事業計画の中で保護者の興味や関心の高い項目を中心に、分かりやすい資料を作成して説明することが望ましい。子どもや保護者に対して、事業計画の内容を周知することは、園としての説明責任の一つでもある。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> これまでは紙ベースで行っていた職員の「自己評価チェックシート」がデータベースでの実施となり、明確な分析結果も作成される。この分析結果を基に、園長が園の課題を抽出している。園長が読み取った園の課題は、「職員の不安、自信の無さ」である。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	② ・ b ・ c
<コメント> 職員の自己評価から把握した課題「職員の不安、自信の無さ」の解消のため、園長は「職員を認める」ことを意識している。花の好きな職員に花壇の世話を任せ、ギターの得意な職員には子どもの前で演奏させた。これらの取組みで職員は自信を取り戻し、充実した保育の実践により子どもの満足感が増えている。子どもの姿に接し、保護者には安心感、信頼感が増幅している。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長の職責は「管理案」や「重要事項説明書」に記載され、自らの思いや運営方針を保育園支援システムの「掲示板」コーナー等で表明している。この園長の運営方針は、各クラスに設置してあるタブレット端末にて閲覧が可能である。園長不在時の権限委任先は、「管理案」内の「職務分担表」の記述から、園長代理がその任に就くことが明確である。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 市・保育課からの通知や定期購読している新聞の切抜きを編集した雑誌、研修等から、園運営に関する情報を得ており、関係法令の改廃情報もその中に含まれる。保育現場で必要となる情報は、直ちに会議に諮って職員への周知を行っている。会議への参加が難しい会計年度任用職員には、職員全員が参加する全体会で情報を伝えている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> コロナ禍は子どもの発達にも影響を及ぼし、食事の際の箸の使い方や歯磨き習慣の遅れをきたしている。正しい生活習慣の習得は、ヒトの生涯に亘る関心事であり、この遅れを取り戻すべく年度単位で計画的に取り組んでいる。年間10回以上実施される行事後の保護者アンケートからヒントを得て、改善に着手することもある。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> ICT化が進んでおり、職員の業務負担が軽減されている。全職員を対象とした年間3回の全体会は、長時間保育がほぼ終了する午後7時から8時の間で開催される。全職員に時間外労働を強いることになるが、その分、他の会議（週案会議、月案会議、フロア会議、園内研修等）は勤務時間内に設定することを原則としている。各会議は、子どもの午睡の時間帯が有効に活用されている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 正規職員、非正規の会計年度任用職員ともに、市が主導して採用活動を行っている。園では、来年度の勤務形態を予測して、必要人材の補充の要望を提出している。現時点では、早朝保育夕刻の長時間保育の時間帯に職員の不足感が出ている。その隙間を埋めるため、アルバイトが配属された。定着対策としては、職員間のコミュニケーションを重視している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 人事制度の基本は終身雇用を前提とした年功序列型のキャリアパスであるが、一部成果主義的な仕組みも導入されている。目標管理制度と人事考課制度が一体的に実施されており、その結果は昇給や賞与等の処遇に反映される。全てではないが、主要な人事基準は職員に公開されている。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>有給休暇の取得については職員ごとに若干のばらつきが見られるが、時間外労働は少なく、子育てや家族の介護・看護にもワーク・ライフ・バランスに配慮した対応が見られる。有給休暇や時間外労働が「働きやすい職場」の一つの要素となるが、職員間の良好な人間関係もまた必要な要素と捉え、園長が率先して雰囲気づくりを行っている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「目標管理・人事考課シート」を用いた目標管理制度が運用されている。園長との面談によって個人目標を設定し、中間期の面談で進捗の確認を行い、年度末に最終評価を行っている。個人目標には数値目標を設定して取り組んでおり、その達成度を人事考課制度で評価している。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市・保育課が作成した「職員研修計画」の冊子があり、職員研修に関する考え方が記載されている。階層別研修や職種別研修の計画は一覧化されており、テーマ別研修は開催の都度保育課等から案内が来る。研修履修後に「研修結果報告書」の提出を求め、履修後1ヶ月を目途に園長、園長代理による効果測定が行われている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園では、「職員研修実績簿」によって全職員の年間の研修参加実績を把握している。正規職員と比較すると会計年度任用職員の研修参加は極めて少ないが、年間3回の全体会でその部分を補完している。市が主管して開催される各研修については、職員個々の研修履歴を市が一元的に管理している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>毎年2~3名の保育実習生を受け入れているが、今年度は実習生の都合によってキャンセルとなった。実習生の受入れは「保育実習要項」（愛知県保育実習連絡協議会編）に従って実施している。この要項は、実習を委託する養成校の目線で記載されており、受け入れる園の立場に立った記述がない。実習生受入れの意義や目的を明記した、園独自のマニュアルの整備を期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>市のホームページに、園の情報が掲載されている。園の取組みや園での子どもの様子は、連絡帳アプリを使って保護者に知らせている。苦情解決の体制はあるが、「苦情対応マニュアル」に不備が見られる。苦情申立人へのフィードバックや結果の公表の手順が記載されていない。第三者委員の役割等もマニュアルに追記されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>キャッシュレス化によって、園における金銭の收受はほとんどなくなっている。物品購入の決裁権は園長が有し、発注者を園長代理、検収者を園長として内部牽制を働かせている。県や市の監査では、軽微な不適合はあったものの、特段の指摘事項はなかった。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>事業計画の主要な取組みの一つとして「地域との連携」を取り上げ、連区社会福祉協議会との連携した地域交流や、警察・消防と連携した交通安全モデル園としての活動を挙げている。連区の運動会に子どもたちが参加し、社会福祉協議会が主催するクリスマス会には園長が出席し、園の存在をアピールしている。園行事の音楽界や七夕祭りには、地域に対して参加の呼びかけを行っている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>毎月1回、絵本の読み聞かせボランティアの来訪が継続している。今年度、中学生の福祉体験学習として3名を受け入れた。一方で、それらのボランティアを円滑に受け入れるためのマニュアルが作成されていない。個人情報への配慮として、ボランティアに守秘義務（誓約書）を課すことは不可欠であり、それらの手順を盛り込んだマニュアルの整備が求められる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市役所や市内の他の保育園、児童相談所等の行政機関、園医や子どものかかりつけ医等の医療機関、子どもの就学先である小学校9校と福祉体験学習を受け入れる中学校3校の教育機関等々が、社会資源として把握されている。それらは掲示されていたり、ファイルで管理されていたりと、必要に応じて連絡が可能な状態となっている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市の園長会が毎月2回開催され、他園の園長と意見交換をする中で、地域が抱える共通した課題や保育ニーズを把握している。地域の民生委員児童委員や社会福祉協議会と連携した取組を行っており、そこからも幅広く福祉ニーズを取得している。「にしっ子広場」に参加する未就園児の保護者からも、相談等に応じることで保育ニーズを把握している。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園庭開放は毎日の実施であり、「にしっ子広場」はほぼ毎月の開催である。どちらも未就園児親子を対象としており、地域の保育ニーズに応じた取組みである。「にしっ子広場」は10組限定で参加者を募集し、インターネットで受け付けている。当日は、在園児や保育士が出し物を用意して参加者を迎える。AEDの設置園であることを、地域や保護者に案内している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どもの思いを尊重するための勉強会に積極的に参加し、職員間で共通の理解を持って保育が出来るよう取り組んでいる。しかし、保護者に対してはジェンダーレスや文化の違いについて説明する場はなく、暗黙の了解となっている部分が多い。園での取組みが保護者に理解してもらえるよう、必要に応じて適切な情報を発信していく機会が設けられる事に期待したい。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 子どものプライバシー保護のマニュアルに基づき、おむつ替えは他者から見えない場所で行い、身体測定もパーテーションで区切る等の配慮をしている。プライベートゾーンについての指導も、必要に応じて行っている。権利擁護に関する自己チェックを行っているが、職員個々の振返りに留まり、園長や主任が職員の行った自己チェックを評価する機会はない。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 園の理念や基本方針等を記載したリーフレットを、誰でも目にする事が出来る市役所や公民館に置いている。また、月1回園見学の日を設けたり、定期的に園開放日に未就園授業を行う等、利用希望者に対して情報提供を積極的に行っている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 年1回、保育の開始時には「重要事項説明書」を配付して説明し、「同意書」をとっている。しかし、途中で変更したケース等は、おたよりで保護者に周知するだけに留まっている。「同意書」を提出してもらっている事項については、変更ごとに「同意書」を改めてもらい、更新していく事が望ましい。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 転園児においては、必要に応じて電話連絡等は行われているが、転園先には文書を送っておらず、引継ぎの手順等も定めていない。転園先で子どもが安心して生活が送れるよう、保育所間で連携がとれる仕組みを構築する事が望ましい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保護者会には園長と園長代理が同席し、保護者からの意見を吸い上げるよう取り組んでいる。また、定期的に懇談会や行事後には保護者アンケートを行い、結果を分析、検討するための検討会議も行われている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「苦情解決ファイル」を作成し、保護者からの意見は記録に残して適切に管理しているが、近年は苦情は無い。どこまでを苦情と受け止めるかは様々だが、苦情と判断しなかった意見についても、内容によっては苦情と同等の対応をすることが望ましい。保護者等からの要望に対しては、個人情報に留意した上で、他の保護者にもおたより等でフィードバックを行う仕組みが整っている。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保護者が相談や意見を伝えやすいように、朝、園長が外に立って顔を合わせたり、挨拶を交わす事で保護者との信頼関係作りに努めている。意見箱の設置等はなく、匿名での意見を伝える手段がないため、意見を述べやすい環境の整備が求められる。また、様々な相談方法があることや、相談する職員を自由に選ぶことができることを、書面で保護者に案内することが望ましい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 保護者の意見を吸い上げるために、定期的に保護者アンケートを行っている。「苦情対応マニュアル」はあるが、相談や意見を記録する仕組みは整備されていない。相談等に対して対応する手順を定め、職員間で対応に差異が生じず、迅速に対応出来るような仕組みが整えられる事を期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント> 散歩時やプール、睡眠時等の事故発生に対応するマニュアルがあり、職員にも分かりやすくフローチャートにして、各クラスの見やすい場所に貼り出されている。ヒヤリハット報告も積極的に言い、事故につながらないよう職員全体で意識を高く持っている。市で行われる安全検討会にも定期的に参加し、有事の際に慌てず行動出来るよう努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 「健康・安全計画」が作成され、それに基づいて感染予防対策を講じ、発生時には適切に対応出来るよう職員全体に周知している。感染症予防策として、加湿器の導入や手洗い・うがいを促し、玄関に流行している感染症名を貼り出して保護者へ情報提供をしている。しかし、嘔吐処理セット等の定期的な確認はしていない。必要な時に直ぐに使用出来るよう、定期的な確認のシステムの構築が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 大規模災害に備えて、「非常配置、連絡マニュアル」が整備され、月1回の避難訓練に加えて年1回の引渡し訓練を行い、年2回は消防署と連携して防災訓練を実施している。備蓄の管理に関しては、「備蓄リスト」を作成し、調理員と市で定期的に点検が行われている。また、災害時に事業を継続または早期復旧させるためにBCP（事業継続計画）を作成中であり、早期の完成を期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉒ ・ b ・ c
<p><コメント> 市によって定められた「業務マニュアル」には、標準的な実施方法についての記載がある。それに基づいて保育を実践しており、画一的でなく、個々に合わせた保育実践となるよう意識している。また、園長補佐が、保育が画一的にならないように気を配り、定期的に確認も入れている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 「業務マニュアル」は市で定められているが、各園（職員）の意見が反映されてマニュアルが見直される仕組みは整えられていない。見直しは職員や保護者からの意見が反映されるよう、またそれらの意見を園としてまとめ、園長が園長会に諮って見直しにつなげる仕組みが構築される事を望みたい。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 入園前の面接用紙にアセスメント手法が記載されており、それに基づいて保護者との面接が行われている。保護者の具体的なニーズや必要に応じて栄養士、園医、通所施設と連携しながら個別の指導計画を作成される仕組みが整えられている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 月に1度の指導計画の見直しは各担任が行っているが、担任、園長、主任間での見直しに留まり、全職員が参加して見直せる仕組みや手順は定められていない。クラス担任が気付かなかった点を多角的な目で補完するため、全職員が意見を出し合っって見直しが進められる事に期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 未満児においては個別の指導計画を立てて評価、反省をし、一人ひとりに合った保育を行っている。幼児においても、統一した様式に添って保育の記録を残している。主任が確認し、各学年のアドバイザーが確認する事で、書き方に差異が生じないように工夫している。全職員が「全体ノート」や「クラスノート」を用いて情報共有し、緊急時には電話連絡やアプリによる連絡網も整えられている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 職員は、入職時に「個人情報保護規程」についての説明を受け、守秘義務等を誓約している。また、保護者に対しては、園における個人情報の取扱い方の説明を行い、「同意書」をもらっている。園では、個人情報に関する資料は鍵の付いている棚に保管する事や電子機器の取扱いについても規定を設け、適切な処理が行われている。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的計画」は、園長、園長代理等が参画する市の会議で検討し、作成されている。園では、市で作成された「保育の全体的計画」を年度末に見直し、地域との関わり等の園独自の項目を追記している。作成に関わる職員は保育方針や目標を理解しているが、作成や見直しに参画する職員は一部に留まる。より多くの職員が「保育の全体的計画」の作成や見直しに参画する事が望ましい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>2歳児の保育室からトイレまでの距離が長く、裸足だと冷たいと考えてウレタンマットを敷いたり、ヒーターを使用する等、物理的に難しい問題にも工夫して対処している。未満児の保育室はフローリングである。くつろげるスペースや活発に遊び込めるスペースを作り、幼児の保育室には畳の空間を作って動と静のスペースを用意し、子どもたちが心地良く生活できる環境整備に努めている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>未満児クラスは担当制保育を取り入れ、一人ひとりに合わせた援助をしている。幼児においては、一斉保育はほとんど行わず、子どもなりに一日の園での生活に見通しが持てるよう配慮している。急かす言葉を不容易に使わないように心掛けているが、時間に追われると保育士にゆとりがなくなってしまい、とっさに口から出てしまうことがある。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年長児は航空ミュージアムにバスで出掛け、社会性が身につくような経験をしている。クラス単位で散歩に出掛けた際には、マナーや挨拶が自然と身につくように働きかけている。また、基本的な生活習慣については強制するのではなく、保育士が見本となってやり方を見せ、子どもが「自分もやってみよう」と思えるような働き掛けをしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの「やってみよう」と思う気持ちを大切に、自分から遊び出せる環境作りや遊びの提供に心掛けている。子ども自身が経験して感じられるよう、生き物を飼育したり野菜や植物を育てたりもしている。また、自己決定の気持ちを大切に、保育士が全て決めるのではなく、子どもたちの意見を尊重した保育を展開している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>育児担当制保育を行い、一人ひとりの発達を考えながら子どもと愛着関係を作っている。玩具は手作りのものがメインで、愛情と温もりが感じられる。送迎時には、担任が一人は必ず在室するようシフトが生まれ、保護者と顔を合わせて話が出来よう工夫している。広い園庭や2階にはテラスがあり、安全面に配慮しつつ、子どもの思いにも寄り添って保育を実践している。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもに対して「〇〇していい?」と都度思いを聞き、気持ちを尊重した保育に心掛けている。遊びの時間は決めているが、その子どもに合わせて適度に調整する等、臨機応変に対応している。幼児クラスとの交流は難しい環境ではあるが、夏祭り等の園行事には2歳児も参加する等、関わり場の場づくりを意識した保育が行われている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 子どもの気付きに合わせて環境を整え、集団の中で子ども一人ひとりが自信をもって輝くことができるよう、子どもを中心とした保育に取り組んでいる。劇あそびや年長児にはお店屋さんごっこで主体性を育み、運動会では一人ひとりが目標を持って取り組んでいる。保育の中に季節の行事を取り入れ、子どもが楽しみながら地域の伝統や習慣を学び、養護と教育が一体的に展開されている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 職員が気になる子どもに対する研修を受け、さらに巡回訪問で得た知識を含め、会議を使って職員全体に周知し、共通の理解を持って保育にあたっている。また、必要に応じて児童発達支援センターに療育支援の取り組み方を見学に行き、得た知識や技術を園でも試みている。保護者とも連携し、相談しながら子どもに合った援助を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 在園時間が長い子どもにはゆったりと過ごせる場所を作り、異年齢の子どもたちが一緒に楽しめるような工夫をしている。しかし、異年齢で関わる際には、年下の子どもに適した玩具がなかったり、長時間に配慮したおやつ提供等がない等、課題も残る。それぞれの子どもに配慮した取り組みが、柔軟に展開される事を望みたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 年長児が小学校の授業を直接見学に行き、学校のイメージへの期待が膨らむような取り組みをしている。夏休みに、小学校の教諭が保育園を見学するために来園し、意見交換を行う機会を設けている。保護者懇談会を定期的に設けて就学に向けて話し合い、保護者の不安を取り除き、小学校生活に見通しが立てられるように支援している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 毎月身体測定を行い、定期的に健康診断や歯科検診を行っている。「保健だより」には流行っている感染症やその予防法を記載し、体調管理の上での注意点について周知している。保護者に対し、SIDS（乳幼児突然死症候群）に関する必要な情報は、個別での口頭のみで留まっている。保護者の意識が高まるよう、全体に周知を図る取り組みが求められる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断を年2回行い、その結果を保護者に保育園連絡システムを利用して知らせている。歯科検診についても、保護者に知らせるとともに、子どもたちが歯磨きやうがいの大切さに気付けるよう、関連する絵本を読み聞かせる等して意識付けに取り組んでいる。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> 「アレルギー対応マニュアル」に添い、アレルギー児に対しては年に1度、医師が作成した「アレルギー疾患生活管理指導表」の提出を求めている。給食時には、他児と食器を替えたり、机を離す等の配慮をしている。また、職員が交代でアレルギー研修に参加してアレルギー児への対応方法を学び、エピペンの講座にも参加する等、職員全体に周知する機会を作っている。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 陶器の町ならではの瀬戸物の食器を使用し、子どもたちが見て心が落ち着くような配慮がある。食事量も子どもたちが自分で決め、個人差や体調に合わせて減らしたりすることも出来る。夏野菜を育て、収穫して調理してもらい、給食やおやつとして食べているが、子どもたちがクッキングをする等の取組みはない。今後は、野菜を育て、収穫し、調理し、食べるまでの一連の食育に期待したい。			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 市作成の献立に基づいて自園で調理している。「衛生管理マニュアル」が作成されており、適切に衛生管理が行われている。地域の食文化（焼きそば、照りかけ等）や行事食（七夕そうめん、クリスマスランチ等）も取り入れ、子どもが美味しく食事を出来るよう配慮している。残食チェックを行い、献立検討会で子どもの健康かつ安全な食の提供に反映させている。			

A-2 子育て支援

			第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 保護者懇談会を定期的に行い、さらに幼児は保育参観を行って日々の様子を保護者と共有する仕組みがある。未満児においても、保育参観の代わりに年に1度、子どもの様子を動画で配信する等、保育園での様子が保護者に伝わるよう努めている。			
A-2- (2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 送迎時には、園長自らが園庭に立ち、保護者との挨拶や会話によるコミュニケーションを行い、保護者が相談しやすい環境を作っている。日々担任が丁寧に保護者と関わる事で、信頼関係の構築を図っている。しかし、口頭で相談された内容を書き留める手段はない。相談事例を振り返ったり、職員で話し合う機会に役立つよう、「相談ノート」等を用意することが望ましい。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 家庭での虐待が疑われる場合、また職員による虐待が疑われる場合についても、それぞれの「虐待対応マニュアル」が作成されており、マニュアルに基づいて対応している。一方で、マニュアルに変更があった際には、マニュアルの変更部分の閲覧を求めるのみで、職員に対する研修等は行われていない。職員意識を高めるためにも、研修等によって園全体でマニュアルの内容を共有する機会が欲しい。			

A-3 保育の質の向上

			第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 年に1度、職員が自己の保育に対する振り返りを行い、保育の専門性の向上につなげる機会を確保している。今後は、自己評価を職員自身の振り返りや課題の確認に終わらせず、保育士同士でお互いの保育実践について話し合う機会を設け、園全体の課題の抽出につなげていく取組みが求められる。			